

# 「南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」 の一部改正について

## 1 条例の概要

平成20年4月1日に施行した本条例は、震災から県民の生命、身体及び財産が守られるように県、県民、事業者等がそれぞれの役割の基に努力し、自助、共助、公助が連携して取り組んでいくことを理念として、それぞれが果たすべき役割と責務を明確にし、何をすべきかを規定したものです。

## 2 改正の理由

高知県では、これまで概ね100～150年周期で発生してきた南海地震に対して備えを進めてきました。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震はこれまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、多くの人命が失われました。

この東日本大震災の教訓に基づく新たな南海トラフ地震の想定では、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害となる南海トラフ巨大地震の発生も指摘されており、本県ではこの最大クラスの地震・津波から尊い生命を確実に守り、助かった生命をつなぐための、応急、復旧・復興期への対策については、発生頻度の高い一定程度の地震や津波も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震や津波に対応できるように取り組んでいきます。

条例についても、対象とする地震の規模が変わったことを受けて見直すこととしました。

## 3 改正の主な視点

- 発生頻度の高い一定程度の規模の地震・津波から発生頻度の極めて低い最大クラスの地震・津波まであらゆる地震・津波に対応するために対策に幅を持たせる。
- 東日本大震災で改めて気付かされたことを盛り込む。

## 4 主な改正点

### ■条例名称の変更

- ・条例名称中、「南海地震」を「南海トラフ地震」に変更

### ■前文

- ・想定する地震・津波を新たな想定に基づく最大クラスの規模の地震・津波へと修正
- ・最大クラスの地震・津波が発生すると県外からの早期支援が期待できなくおそれることについて記載
- ・2つの異なる規模の地震に対して幅を持って備えることを記載
- ・地震・津波を正しく恐れることについて記載

### ■定義の変更（2条）

- ・「南海地震」を「南海トラフ地震」に変更
- ・「災害時要援護者」を「要配慮者」に変更
- ・「緊急避難場所」を「津波避難場所」に変更

### ■津波からの避難場所及び避難路の確保等への追加（第18条）

- ・津波からの避難に資するための既存の避難方法以外の方法の検討について

### ■津波の危険を事前に回避するための安全な場所への施設移転の対策を新設（第18条の2）

- ・津波から自らの力で避難することができない要配慮者が利用する施設の安全な場所への移転
- ・津波により特に甚大な被害を受けるおそれのある地域の公共施設、住居等の計画的な安全な場所への移転

### ■火災の発生及び延焼の防止への追加（第20条）

- ・火災の延焼を防ぐための対策や火災からの避難場所の確保について

### ■応急活動の実施等への追加（第25条）

- ・避難所で集団生活を行う上での女性等への必要な配慮について
- ・県内他市町村や県外へ被災者を避難させる広域避難体制づくりについて

### ■県民の備え及び事業者の備え等への追加（第33条、第34条）

- ・津波による浸水、道路の寸断等の長期化による孤立等、地域で想定される被害に応じた備えの実施について

### ■要配慮者への啓発及び支援等への追加（第37条）

- ・支援者が行う取り組みが円滑に行われるように県が支援することについて

## 5 条例と南海トラフ地震対策行動計画との関係について

■南海トラフ地震対策行動計画とは、条例第43条の規定に基づき、条例に定める内容の実効性を高め、県が取り組むべき南海トラフ地震対策を計画的に進めるために作成するものです。

■条例に定められる事項は、主に県民や事業者、県等が自助・共助・公助のそれぞれ立場で「何を」すべきかという役割や責務を中心に定めたものであり、行動計画は条例に定められている事項を実効性あるものとして実施するために、災害時に起こりうる困難事象をより詳細に想定し、それに対し、「どのように」対応するのかという具体的な対策を盛り込んだものです。